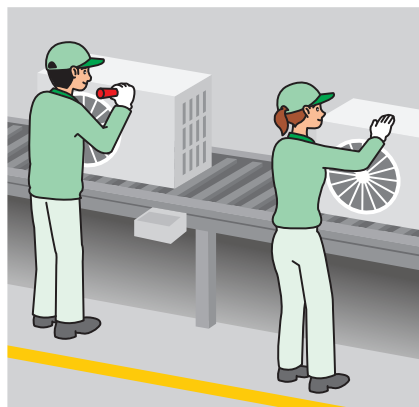


厚生労働大臣認可特定保険

労保連 労働災害保険

—— さまざまな労働災害のリスクに備える ——

労働者の方が労災事故にあったときの「政府労災保険」の上乗せ保険です。



一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会

全国労保連は、労働保険制度の健全な発展及び労働者の福祉の向上に寄与することを目的とした団体で、労働保険事務組合約7,700を会員とし、47都道府県に支部を置く全国組織です。

労保連労働災害保険とは

労保連労働災害保険は政府労災保険の上乗せ保険

労働災害に伴う補償は、国の労働者災害補償保険(以下「政府労災保険」といいます。)により公的な補償が行われていますが、それ以外に事業主に対して、何らかの上積み補償が求められるケースもみられます。

このようなケースに備えるため、労働者に対する政府労災保険の上乗せ補償の費用を担保することを目的とし、委託事業場の労働福祉に寄与するために設けられたのが、労保連労働災害保険です。

労保連労働災害保険は労働基準監督署長の支給決定を受けた業務上災害・通勤災害(例外として、補償の対象とならない災害もあります。)について補償いたします。

契約に際しては重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報等)をご理解の上、ご契約ください。

労保連労働災害保険の特長

- 労保連労働災害保険は**政府労災保険に上乗せして補償する保険**です。
- 政府労災保険に準拠しているため、**通勤災害も対象**となります。
- 保険料は賃金総額を基に簡単に計算できます。
- 契約申込の際に**審査はありません**。
また、災害発生歴に関係なく申込することができ、災害発生歴による保険料の割増もありません。
※暴力団等の反社会的勢力・団体からの契約申込はお引き受けできません。
- 政府労災保険での支給決定に基づき、保険金請求に必要な書類一式を全国労保連が受理した日の翌日から起算して、**原則30日以内に保険金**をご指定の金融機関の口座に**お支払い**します。



労保連労働災害保険のメリット

全ての事業主様

MERIT

1

非課税

事業主が負担する保険料は個人事業主の場合は必要経費、法人事業主の場合は損金に算入が認められています。

くわしくは、税理士等にお尋ねください。

MERIT

2

特別加入

政府労災保険に特別加入している事業主、一人親方等も加入することができます。

MERIT

3

保険料の割引

3年以上継続契約し、直近3年間に発生した労災事故による保険金請求がなく、当該保険年度の保険料が10万円以上の事業場については、翌保険年度から、保険料の割引を行います。

さらに建設業者様

MERIT

1

経営事項審査

公共工事入札のための経営事項審査において、15点加点されます。

また、経営事項審査の際に必要な「加入証明書」は、随時発行していますのでお申し出ください。

MERIT

2

下請事業担保特約

契約事業場が元請企業から下請けした工事(下請事業)に係る労災事故については「下請事業担保特約」を契約することにより、すべての下請工事において労保連労働災害保険の補償が受けられるようになります(元請企業の労働災害として政府労災保険での支給決定が行われたとき)。

なお、申込方法は基本契約とは若干異なりますので、詳細につきましては別途お問い合わせください。

保険の型（パターン）の選択…下表をご覧ください

A型…休業・障害・死亡を補償(I型A・II型A・III型Aの3種類)

B型……………障害・死亡を補償(I型B・II型B・III型Bの3種類)

保険の型(パターン)の選択は、

- 近年、労災認定率が大幅な増加傾向にある、脳・心臓疾患および精神障害（以下、「脳心疾患等」といいます。）に係る労働災害への備えとして、**職業性疾患のうち、脳心疾患等の補償を含む「補償あり」又は補償を含まない「補償なし」を選択**します（いずれの選択でも保険の型、補償内容は変わりません。）。
- 負傷または療養による**休業補償を含む A型**と**休業補償を含まない B型**があり、それぞれ障害保険金・死亡保険金の補償内容（日数）に応じて、**I 型、II 型及びIII 型かを選択**します。
- 障害保険金・死亡保険金の補償内容（日数）の手厚さに応じて、**基本補償（1 口）、倍額補償（2 口）及び高額補償（3 口）かを選択**します（**A 型の 2 口及び 3 口は B 型 との組合せでの補償**となります。）。

保険金の支給額〈例〉

●III型A・III型B・III型B: 3口の事業場

●被災者の給付基礎日額10,000円

CASE 1		● 休業日数100日(待期期間3日を除く。) ＋障害等級8級に認定の場合の支給額
休業保険金	10,000円×20%×100日＝	200,000円
＋ 障害保険金	10,000円×	1,200日＝12,000,000円
支払合計保険金		12,200,000円

CASE 2	● 死亡した場合の支給額
死亡保険金……………	10,000円×3,000日=30,000,000円
+ 死亡弔慰金……………	300,000円
支払合計保険金……………	30,300,000円

保険金は契約内容に応じて、給付基礎日額を基にこの表の日数分が支払われます。

脳心疾患等			脳心疾患等の「補償あり」又は「補償なし」を選択																	
保 険 の 型			A型									B型								
			基本補償（1口）			倍額補償（2口）			高額補償（3口）			基本補償（1口）			倍額補償（2口）			高額補償（3口）		
			I型A	II型A	III型A	I型A I型B	II型A II型B	III型A III型B	I型A I型B I型B	II型A II型B II型B	III型A III型B III型B	I型B	II型B	III型B	I型B I型B	II型B II型B	III型B III型B	I型B I型B I型B	II型B II型B II型B	III型B III型B III型B
休業保険金			あり（給付基礎日額の2/10×休業日数）									なし								
障 害 保 険 金	1級	600円	800円	1000円	1200円	1600円	2000円	1800円	2400円	3000円	600円	800円	1000円	1200円	1600円	2000円	1800円	2400円	3000円	
	2級	600円	800円	1000円	1200円	1600円	2000円	1800円	2400円	3000円	600円	800円	1000円	1200円	1600円	2000円	1800円	2400円	3000円	
	3級	600円	800円	1000円	1200円	1600円	2000円	1800円	2400円	3000円	600円	800円	1000円	1200円	1600円	2000円	1800円	2400円	3000円	
	4級	480円	640円	800円	960円	1280円	1600円	1440円	1920円	2400円	480円	640円	800円	960円	1280円	1600円	1440円	1920円	2400円	
	5級	420円	560円	700円	840円	1120円	1400円	1260円	1680円	2100円	420円	560円	700円	840円	1120円	1400円	1260円	1680円	2100円	
	6級	360円	480円	600円	720円	960円	1200円	1080円	1440円	1800円	360円	480円	600円	720円	960円	1200円	1080円	1440円	1800円	
	7級	300円	400円	500円	600円	800円	1000円	900円	1200円	1500円	300円	400円	500円	600円	800円	1000円	900円	1200円	1500円	
	8級	240円	320円	400円	480円	640円	800円	720円	960円	1200円	240円	320円	400円	480円	640円	800円	720円	960円	1200円	
	9級	180円	240円	300円	360円	480円	600円	540円	720円	900円	180円	240円	300円	360円	480円	600円	540円	720円	900円	
	10級	120円	160円	200円	240円	320円	400円	360円	480円	600円	120円	160円	200円	240円	320円	400円	360円	480円	600円	
	11級	60円	80円	100円	120円	160円	200円	180円	240円	300円	60円	80円	100円	120円	160円	200円	180円	240円	300円	
	12級	30円	40円	50円	60円	80円	100円	90円	120円	150円	30円	40円	50円	60円	80円	100円	90円	120円	150円	
	13級	18円	24円	30円	36円	48円	60円	54円	72円	90円	18円	24円	30円	36円	48円	60円	54円	72円	90円	
	14級	12円	16円	20円	24円	32円	40円	36円	48円	60円	12円	16円	20円	24円	32円	40円	36円	48円	60円	
死亡保険金		600円	800円	1000円	1200円	1600円	2000円	1800円	2400円	3000円	600円	800円	1000円	1200円	1600円	2000円	1800円	2400円	3000円	
死亡弔慰金		一律30万円（2口及び3口の場合も同様）																		

保険料

労保連労働災害保険の保険料は、賃金総額及び業種別の保険料率により算出します。
保険料のお見積りも対応いたしますので、まずはご相談ください。

年間保険料の計算式

年間保険料
(10円未満切捨)

＝

労働者年間賃金総額＋特別加入者年間賃金総額
(1,000円未満切捨)

×

業種別保険料率

※保険期間の途中から契約する場合は保険料は月割りで計算します。

保険料の計算例

CASE
1

- 業種コード35(建築事業)
I型A・I型Bの2口(脳心疾患等の補償あり)
- 労働者年間賃金総額3,924千円、
特別加入者1名(給付基礎日額10,000円)

労働者年間賃金総額……………3,924千円
＋ 特別加入者年間賃金総額…3,650千円 [給付基礎日額10,000円×365日]

賃金総額合計……………7,574千円

年間保険料(I型A): 7,574 × 6.181 = 46,810円 (10円未満切捨)
＋ 年間保険料(I型B): 7,574 × 3.328 = 25,200円 (10円未満切捨)

年間保険料(I型A・I型B): = 72,010円

CASE
2

- 業種コード94(その他の各種事業)
III型A・III型B・III型Bの3口(脳心疾患等の補償あり)
- 労働者年間賃金総額32,433千円、
特別加入者1名(給付基礎日額5,000円)

労働者年間賃金総額……………32,433千円
＋ 特別加入者年間賃金総額……1,825千円 [給付基礎日額5,000円×365日]

賃金総額合計……………34,258千円

年間保険料(III型A): 34,258 × 0.604 = 20,690円 (10円未満切捨)
＋ 年間保険料(III型B): 34,258 × 0.426 = 14,590円 (10円未満切捨)
＋ 年間保険料(III型B): 34,258 × 0.426 = 14,590円 (10円未満切捨)

年間保険料(III型A・III型B・III型B): = 49,870円

手続きなど

契約者

全国労保連の会員事務組合に、労働保険の事務処理を委託している事業主となります。

※この保険は、ご契約申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。

※暴力団等の反社会的勢力・団体からの契約申込はお引き受けできません。

保険期間

保険期間は、毎年8月1日午前0時から翌年8月1日午前0時までの1年間です。

保険期間の途中から契約申込するときは、保険料は月割り計算いたします。なお、有期の建設事業(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第7条の適用を受けない事業(単独有期事業))についてはその期間のみの契約(有期事業担保特約)もできます。

補償対象者

契約事業場の労働者(臨時、パート、アルバイト等も含む)が対象者となります。

また、政府労災保険の特別加入者(事業主、一人親方等)も対象とすることができます。

保険料のお支払い

保険料は、毎年7月31日までに事務組合に払い込みいただきます(保険期間の途中から契約申込するときは、「保険契約申込書」提出の際に事務組合に払い込みいただきます。)。保険料を払い込んでいないときは、払い込みがあった日までの間に発生した労働災害については、保険金のお支払いができませんのでご注意ください。※保険料は、金額にかかわらず分割して払い込むことができます。

保険金の請求の流れ



※保険金の請求には、政府労災保険の申請の際に労働基準監督署に提出した書類の写しや、労働基準監督署長から被災労働者に送付される支給決定通知書の写しが必要になりますので、大切に保管しておいてください。なお、保険金は全額を被災労働者(死亡のときはその遺族)の方にお渡しいただきます。

補償内容

保険金は、被災労働者の給付基礎日額を基礎としているため、その額は被災労働者の収入に見合った額となります。また、4日以上 の休業、後遺障害、死亡にいたるまで補償されます。

休業 保険金	被災労働者が休業した場合に補償(A型のみ) ◆ 休業3か年間まで全期間にわたって、給付基礎日額の20%をお支払いします。 (ただし、待期期間の3日間を除く) ◆ 政府労災保険で80%(特別支給金を含む)支給されるため、合わせると100%の収入を確保できることになります。 例 被災労働者の給付基礎日額が10,000円で30日休業した場合(1口: III型A) $60,000円 = 10,000円 \times 2/10 \times 30日$ 
障害 保険金	被災労働者が障害の認定を受けた場合に補償 ◆ 政府労災保険で定める第1級から第14級までの障害等級に応じ、ご契約した保険の型別に定めた日数に給付基礎日額を乗じた金額をお支払いします。 例 被災労働者の給付基礎日額が10,000円で障害等級10級の場合(3口: III型A・III型B・III型B) $6,000,000円 = 10,000円 \times 600日$ 
死亡 保険金	被災労働者が死亡した場合に補償 ◆ ご契約した保険の型別に定めた日数に給付基礎日額を乗じた金額をお支払いします(3口の場合は最高3,000日分をお支払い。) 例 被災労働者の給付基礎日額が10,000円の場合(3口: III型B・III型B・III型B) $30,000,000円 = 10,000円 \times 3,000日$ 
死亡 弔慰金	死亡保険金とは別に死亡弔慰金をお支払い ◆ 死亡保険金が支払われた場合、死亡保険金とは別に一律30万円をお支払いします。 ※2口及び3口の場合も30万円になります。

保険金が支払われない主な災害について

- ・保険契約者またはその事業場の責任者の故意または重大な過失による労働災害。
- ・地震、噴火、津波による労働災害。
- ・戦争、外国の武力行使、内乱その他これらに類似の事変または暴動による労働災害。
- ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による労働災害。
- ・建設の事業であって徴収法第7条の適用を受けた事業以外に使用される労働者が被った労働災害。ただし、別に定める「有期事業担保特約」により契約を締結している場合は、保険金支払の対象となります。また、建設の事業であって、徴収法第11条第3項により賃金総額を労務費率により算定しない場合には、賃金総額に含めていない下請負人の労働者が被った労働災害。
なお、保険契約者が徴収法第8条第1項による事業主とされない事業において被用者が被った労働災害に対しては保険金は支払いません。ただし、別に定める「下請事業担保特約」により契約を締結している場合は、保険金支払の対象となります。
- ・風土病による労働災害。
- ・職業性疾病(労働基準法施行規則別表第1の2第8号および第9号の疾病、ならびに第8号および第9号以外の各号に列挙されている疾病のうち、被用者等が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明らかな疾病をいいます。)による労働災害。ただし、脳・心臓及び精神疾患対象の保険に加入した場合は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号および第9号の疾病については保険金をお支払します。
- ・被災者の故意または重大な過失のみによる被災者自身の労働災害。
- ・被災者が道路交通法関係およびその他の法令の重大な違反により生じた労働災害。
- ・被災者の故意の犯罪行為による被災者自身の労働災害。

保険金支払い事例

業務上災害 休業	作業用機械を清掃中に機械が始動し指が 巻き込まれ負傷
事業の種類	食料品製造業
保険料 脳心疾患補償有	49,160円(Ⅰ型A)
被災者	49歳(給付基礎日額 11,452円)
休業保険金	267,930円(117日分)

通勤災害 休業	勤務先へ出勤途中に階段を踏み外し骨折
事業の種類	卸売・小売業、飲食店又は宿泊業
保険料 脳心疾患補償有	10,750円(Ⅰ型A)
被災者	54歳(給付基礎日額 7,478円)
休業保険金	74,750円(50日分)

業務上災害 休業	施設内で新型コロナウイルス感染症の感染クラスター (16名)
事業の種類	その他の各種事業
保険料 脳心疾患補償有	242,760円(Ⅰ型A)
被災者	46歳 外15名
休業保険金	477,878円(16名で249日分)

通勤災害 休業	勤務先へ出勤のためスクーターで走行中に 転倒し骨折
事業の種類	機械器具製造業
保険料 脳心疾患補償有	375,970円(Ⅲ型A)
被災者	43歳(給付基礎日額 12,096円)
休業保険金	2,210,966円(914日分)

業務上災害 障害	山荘敷地整備作業中に滑落し負傷、 後に身体障害
事業の種類	卸売・小売業、飲食店又は宿泊業
保険料 脳心疾患補償有	9,300円(Ⅲ型A・Ⅲ型B・Ⅲ型B)
被災者	66歳(給付基礎日額 12,264円)
休業保険金	1,527,596円(623日分)
障害保険金 障害等級5級	25,754,400円(2,100日分)

通勤災害 障害	勤務先から自転車で帰宅途中に自動車に 撥ねられ負傷、後に身体障害
事業の種類	その他の各種事業
保険料 脳心疾患補償有	12,530円(Ⅲ型A・Ⅲ型B)
被災者	42歳(給付基礎日額 6,230円)
休業保険金	12,460円(10日分)
障害保険金 障害等級10級	2,492,000円(400日分)

業務上災害 死亡	社用車を運転中にくも膜下出血を発症し 衝突事故で死亡【脳心疾患補償】
事業の種類	卸売・小売業、飲食店又は宿泊業
保険料 脳心疾患補償有	49,240円(Ⅱ型A)
被災者	50歳(給付基礎日額 16,054円)
死亡保険金	12,843,200円(800日分)
死亡弔慰金	300,000円

通勤災害 死亡	勤務先へバイクで走行中に右折車両に 衝突され死亡
事業の種類	卸売・小売業、飲食店又は宿泊業
保険料 脳心疾患補償有	31,950円(Ⅲ型A)
被災者	45歳(給付基礎日額 9,254円)
死亡保険金	9,254,000円(1,000日分)
死亡弔慰金	300,000円

●くわしくは、下記事務組合または全国労保連にお問い合わせください。
また、ご契約に際しては、保険契約についての重要な情報が記載されている「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報等)」を、事前に必ずお読みください。

労働災害保険取扱事務組合

お問い合わせ先

- 商品・契約内容に関するお問い合わせ
- 事故の受付・ご相談
- ご不満・ご要望のお申し出

一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会

労働災害保険課 TEL. 03-3234-1483



一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会

〒102-0076 東京都千代田区五番町12-3 五番町YSビル

TEL. 03-3234-1481 FAX. 03-3234-8880